

別表第1

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

1. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項関係）

環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の右欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
<p>ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファシアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファシアヌス・コロキクス・カルポウイ）を除く。）</p>	<p>全国の区域（ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジ（ファシアヌス・コロキクス）の雌にあっては放鳥獣をされたキジ（ファシアヌス・コロキクス）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）</p>	<p>平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで</p>
<p>ヒヨドリ（ヒプスイペテス・アマウロティス）</p>	<p>東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域</p>	<p>平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで</p>
<p>ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）</p>	<p>三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域</p>	<p>平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで</p>
<p>シマリス（タミアス・スィビリクス）</p>	<p>北海道の区域</p>	<p>平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで</p>
<p><u>チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）</u></p>	<p><u>長崎県対馬市の区域</u></p>	<p>平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで</p>

2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第2項関係）

環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の右欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）	二羽
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリングィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）	合計して二羽
コジュケイ（バンブスィコラ・トラキクス）	五羽
ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・アメリカナ）	合計して五羽（ただし、網を使用する場合には、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して二百羽）
キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）	十羽
バン（ガルリヌラ・クロロプス）	三羽
ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）及びタシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）	合計して五羽

3. 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3項関係）

環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

- 一 ユキウサギ（レプス・ティミドゥス）及びノウサギ（レプス・ブラキュウルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
- 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 五 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 六 空気散弾銃を使用する方法
- 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
- 八 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法
- 九 イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十 ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法
- 十二 矢を使用する方法
- 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- 十四 キジ笛を使用する方法
- 十五 ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファシミアヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法